

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院事務実施要領

制定 平成24年3月30日健康福祉局長決裁

改正 平成26年3月31日健康福祉子ども局長決裁

平成28年3月25日健康福祉子ども局長決裁

平成29年7月19日健康福祉局長決裁

令和 3年3月23日障がい保健福祉課長決裁

令和 5年3月27日健康福祉局長決裁

令和 6年3月19日健康福祉局長決裁

### (目的)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条の2の2の規定に基づく措置入院のための移送、法第27条の規定に基づく精神保健指定医による診察及び法第29条の規定に基づく入院措置の決定等の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (通報等の受理)

第2条 市長は、法第22条から第26条の3までの申請、通報又は届出（以下「通報等」という。）をそれぞれ次により受理する。

(1) 法第22条による診察及び保護の申請は、熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱（令和元年12月16日施行。以下「要綱」という。）様式第14号（診察保護申請書）による要式行為とする。

(2) 法第23条（警察官）、第24条第1項及び第2項（検察官）、第25条（保護観察所の長）、第26条（矯正施設の長）及び第26条の3による通報は、原則として、各通報者様式による通報書等による。

(3) 法第26条の2による精神科病院の管理者からの届出は、要綱様式第1号（退院申出届出書）による。

#### (事前調査)

第3条 市長は、前条の通報等を受理した場合、直ちに法第27条第1項の規定による精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察が必要であるかどうかについて、法第22条及び第27条第2項による場合は十分な事前調査を行い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条・第27条第2項に関する調査票（様式第1号）を作成する。

2 調査に当たっては、法第22条による申請の場合、基本的人権に重大な影響のある行政処分の発動につながるものであること及び第三者から一方的に通報される精神障害者又はその疑いのある者の名誉、人権に配慮すべきであることから、事前に、被申請者が実在するか、病状が精神障害者と疑うに足りる程度に至っているか、自傷他害のおそれがあるかどうか等について、実地調査や申請者への聞き取り等詳細な調査を行い、その結果について同調査票に記録する。

3 前条の通報等以外の通報又は届出についての事前調査の結果については、措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票（様式第2号）の事前調査票に記録するものとする。

4 法第26条の2による届出の場合は、医師の診断を踏まえていることから、直ちに診察等の手配を行う。

#### (診察等の手配及び診察)

第4条 市長は、前条の調査の結果、法第27条に基づく指定医による診察が必要であると認めたときは、次により診察等の手配及び診察を行う。

(1) 指定病院等（法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院をいう。以下同じ。）に対し、法第29条の規定による措置入院又は法第29条の2の規定による緊急措置入院になった場合の受入れについて依頼を行う。

(2) 診察を行う指定医を複数指定し、診察依頼書（様式第3号）により診察を依頼する。指定医の選定に当たっては、原則として、入院を依頼する指定病院等以外に勤務する者で、かつ、それぞれの指定医は別の医療機関に勤務する者とする。

(3) 複数の指定医による診察は、原則として同時に行うものとする。ただし、被診察者の症状の判定に支障がない程度である場合は、この限りでない。

(4) 指定医の診察に当たっては、措置入院に関する診断書（様式第4号）に記入を行うものとする。

(5) 現に、被診察者の保護の任に当たっている者がある場合は、法第28条第1項の規定により、診察の日時

及び場所を電話等で事前に連絡し、診察についての通知（様式第5号）により通知する。

(6) 指定医による診察には、精神保健福祉職員（以下「職員」という。）が立ち会わなければならない。この場合において、診察に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(7) 診察のために移送する必要がある場合には、移送対象者に対し、移送に際してのお知らせ（診察用）（様式第6号）により書面で告知のうえ行うとともに、移送に従事する職員は、措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票（様式第2号）の移送記録票に記録する。

（入院措置の決定）

第5条 市長は、複数の指定医による診察の結果が要措置入院で一致した場合、措置入院を要すると診断された者（以下「被措置者」という。）に、法第29条第1項に基づき措置入院を命じる。

2 市長は、前項の場合、入院に先立ち、被措置者及び被措置者の保護の任に当たっている者に対して措置入院決定のお知らせ（様式第7号）により告知を行うとともに、被措置者に対しては措置入院命令書（様式第8号）により、被措置者の保護の任に当たっている者及び入院先病院管理者に対しては措置入院通知書（様式第9号）によりそれぞれ通知する。

3 被措置者を入院先の指定病院等に移送する場合、移送に先立ち、移送に際してのお知らせ（入院用）（様式第10号）により書面で告知を行うとともに、移送に従事する職員は、措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票（様式第2号）に記録する。

4 移送に際し、指定医による行動の制限その他の移送の手続きに必要な診察を行ったときは、措置入院のための移送に関する診察記録票（様式第11号）の記録を依頼する。

（緊急措置入院）

第6条 市長は、法第29条第1項の入院措置の症状に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、法第27条、第28条及び第29条による手続を採ることができない場合において、指定する指定医1人による診察の結果、入院措置が必要と認めるときは、法第29条の2に基づき、その者に対し緊急措置入院を命じる。

2 市長は、前項の場合、入院に先立ち、被措置者及び被措置者の保護の任に当たっている者に対して措置入院決定のお知らせ（様式第7号）により告知を行うとともに、被措置者に対しては緊急措置入院命令書（様式第12号）により、保護の任に当たっている者及び入院先病院管理者に対しては緊急措置入院通知書（様式第13号）によりそれぞれ通知する。

3 緊急措置入院による入院期間は、当該入院を命じてから72時間を超えることができず、速やかに、その者につき、法第29条第1項に基づく入院措置をとるかどうかの決定をしなければならない。

4 第1項及び前項に係る診察については、前条の規定を準用する。

（費用の徴収）

第7条 法第31条の規定による費用の徴収については、別に定める「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者費用徴収事務取扱要領」による。

（加入医療保険の届出）

第8条 被措置者が入院する病院管理者は、その者の加入医療保険について、加入医療保険届出書（様式第14号）により、市長に届出を行うとともに、入院後、加入医療保険に変更が生じた場合は、加入医療保険変更届出書（様式第15号）により、届出を行う。

（措置入院者の転院）

第9条 被措置者について転院が必要な場合は、その者が入院する病院管理者は、措置入院者転院届出書（様式第16号）により、市長に届出を行う。

2 市長は、前項の届出のあった場合において、転院が適当と認めるときは、措置入院者転院承諾通知書（様式第17号）により転院を認める旨を通知するとともに、保護の任に当たっている者及び転院先病院管理者に対して措置入院者転院通知書（様式第18号）により通知するものとする。

（措置入院者の仮退院）

第10条 被措置者が入院する病院管理者は、被措置者を治療の必要上仮退院させる必要があるときは、要綱様式第9号（措置入院者仮退院許可申請書）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、仮退院が適当と認められるときは、仮退院許可書（様式第19号）により仮退院を許可するとともに、保護の任に当たっている者に対して仮退院通知書（様式第20号）により通知するものとする。

3 病院管理者は、仮退院させた被措置者を再び入院させようとするときは、要綱様式第12号（再入院届出書）により、市長に届出なければならない。

（事故報告）

第11条 病院管理者は、被措置者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、直ちに、要綱様式第13号（事故報告書）により、市長に報告しなければならない。

- (1) 行方不明になったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他事故があったとき。

（入院措置の解除等）

第12条 市長は、法第29条の4第1項の規定により措置入院者を退院させる場合は、当該措置入院者に措置入院解除通知書（様式第21号）を、保護の任に当たっている者及び病院管理者に措置入院解除通知書（様式第22号）をそれぞれ通知する。

2 病院管理者は、法第29条の5の規定による措置入院を要しない旨等の届出をする場合、要綱様式第2号（措置入院者症状消退届出書）により、市長に届出を行う。

（精神医療審査会）

第13条 市長は、法第29条第1項の規定による措置入院の措置を採ったときは、当該入院措置に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を措置入院決定報告書（様式第23号）にて精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

（定期病状の報告）

第14条 病院管理者は、措置入院者について、法第29条第1項の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以後の6月ごとの各月に、法第38条の2第1項の規定より、措置入院者の定期病状報告書（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

ただし、入院年月日から起算して6ヶ月を経過するまでの間は3ヶ月ごとに行うこと。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前において、この要領による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院事務実施要領の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年7月19日から施行する。
- 2 この要領の施行の前において、この要領による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院事務実施要領の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月27日決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月19日決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
第22条・第27条第2項に関する調査票

精神障害者 (疑いのある者)	住所			
	氏名		男・女	年 月 日生
保護の任にあたって いる者(家族等)	住所			
	氏名		男・女	続柄
調査の概要				

- ※ 調査を行った日付、精神障害者（疑いのある者）の生活状況、問題行動、現在の症状、精神科受診歴等を具体的に記載すること。
- ※ 法第27条第2項による診察の場合、自傷他害のおそれが明らかであると判断した根拠を明確にすること（精神保健指定医から措置入院させた方がよい旨の連絡があった等）。

様式第2号

措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票

措置入院のための診察が必要と考えられる者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	職業			

◆ 事前調査票

調査対象者の所在地				
調査時の状況				
主治医との連絡	氏名		連絡先等	
	主治医意見			
事前調査の総合判定	1 措置入院に関する診察が必要		2 不必要	
調査年月日等	調査年月日			
	職員氏名		所属	

◆ 移送記録票

措置診察のための移送	1 措置診察のための移送を行った 2 措置診察の後に移送を行った			
移送開始及び終了	年 月 日 時 分～ 月 日 時 分			
移送に関する告知	1 告知を行った      2 告知を行わなかった			
搬送の概要（方法、経路、時刻等）				
移送先の指定病院等	名称		所在地	
補助者	氏名		職種	所属
同行者氏名				
行動制限の有無	1 行動制限を行った		2 行動制限を行わなかった	
記録者の氏名等		所属		

保護の任に当たっているもの	氏名		(男・女)	続柄
	住所			

様式第 3 号

第 号  
年 月 日

精神保健指定医

様

熊本市長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健指定医の診察について（依頼）

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条（第 29 条第 2 項）の規定により、下記のとおり診察を依頼します。

記

診察場所					
診察日時	年 月 日 時 分				
被 診 察 者	住所				
	氏名		男・女	生年月日	年 月 日生
診察に立合う 精神保健福祉 職員					

様式第4号

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条の2） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕 （第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）		
申請等の添付資料	i あり ii なし		
被診察者 (精神障害者)	フリガナ		生年 月 日 年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)	
	住所		
	職業		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )		
初回入院期間 前回入院期間 初回から前回までの入院回数	年 月 日～ 年 月 日(入院形態 ) 年 月 日～ 年 月 日(入院形態 ) 計 回		
重大な問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)		
1 殺人	A	B	(現在の精神症状) I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
2 放火	A	B	
3 強盗	A	B	
4 不同意性交等	A	B	
5 不同意わいせつ	A	B	
6 傷害	A	B	
7 暴行	A	B	
8 恐喝	A	B	
9 脅迫	A	B	
10 窃盗	A	B	
11 器物損壊	A	B	
12 弄火又は失火	A	B	
13 家宅侵入	A	B	

14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( )
15 自殺企図			VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
16 自傷	A	B	6 無為・無関心 7 その他( )
17 その他 ( )	A	B	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( )
	A	B	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( ) 〈その他の重要な症状〉 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( ) 〈問題行動等〉 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( ) 〈現在の状態像〉 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他( )
診察時の特記事項			
医学的総合判定		I 要措置                      II 措置不要	
以上のように診断する。 <div style="text-align: right;">年      月      日</div> <div style="text-align: center;">精神保健指定医氏名 署名</div>			

(行政庁における記載欄)			
診察に立ち会った者 氏名 (親権者, 配偶者等)	氏名	(男・女)続柄又は職業	年齢満 歳
診察場所			
診察日時		年 月 日 時 分 ~ 時 分	
職員氏名			
行政庁の措置			
行政庁メモ			



#### 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に公告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態も聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第 5 号

第 号  
年 月 日

(保護の任に当たっている者) 様

熊本市長

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健指定医の診察について (通知)

このことについて、下記のとおり精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項 (第 29 条の 2) の規定に基づき診察を行いますので、同法第 28 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 診察を受ける者

氏 名

生年月日

性 別

2 診察の日時

年 月 日 時 分から

3 診察の場所

様式第6号

移送に際してのお知らせ（診察用）

様

年 月 日

- 1 あなたをこれから、措置入院が必要であるかどうかを判定するために（診察場所等）に移送します。
- 2 あなたの移送は、（移送手段）で行います。
- 3 この移送に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に熊本県知事に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表するものは熊本市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

熊本市長〇〇〇〇

様式第7号

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

熊本市長 ○○○○

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 5 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）

熊本市こころの健康センター

電話：(096) 361-2293

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- 1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

熊本市精神医療審査会（熊本市こころの健康センター内）

所在地 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと3階

電話 (096) 366-1222

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号

第 号  
年 月 日

( 住 所 )  
( 氏 名 )

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり入院について通知します。

年 月 日

熊本市長

印

1 入院する病院名

2 入院する期日

年 月 日

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9号（保護の任に当たっている者用）

第 号  
年 月 日

（保護の任に当たっている者）様

熊本市長

印

措置入院通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定により、下記のとおり入院させたので通知します。

記

入院を命じた者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	性 別	
	生年月日	
入院年月日		
入院病院名		





移送に際してのお知らせ（入院用）

様

年 月 日

- 1 あなたをこれから、措置入院のために、（入院病院名 所在地）に移送します。
- 2 あなたの移送は、（移送手段）で行います。
- 3 あなたの移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この移送に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に熊本県知事に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表するものは熊本市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

熊本市長〇〇〇〇

様式第11号

措置入院のための移送に関する診察記録票

フリガナ			生年 月日	年 月 日
氏 名				
移送の手續きにおける行動の制限	行動制限の有無	1 行動制限を行った 2 行わなかった		
	症状			
	開始日時	年 月 日	時	分
	告 知	1 告知を行った		
	指定医の氏名	署名		
その他の特記事項				
	指定医の氏名	署名		

様式第12号

第 号  
年 月 日

( 住 所 )  
( 氏 名 )

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2  
第1項の規定により、次のとおり入院について通知します。

年 月 日

熊本市長

印

1 入院する病院名

2 入院する期日

年 月 日

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第13号（保護の任に当たっている者用）

第 号  
年 月 日

（保護の任に当たっている者）様

熊本市長

印

緊急措置入院通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第1項の規定により、下記のとおり入院させたので通知します。

記

入院を命じた者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	性 別	
	生年月日	
入院年月日		
入院病院名		



様式第 1 4 号

措置入院者の加入医療保険届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

病院の名称  
所在地  
管理者氏名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の加入医療保険について、下記のとおり届け出ます。

記

措置入院年月日	年 月 日
措置入院者氏名	
措置入院者住所	
医療保険種別	

様式第15号

措置入院者の加入医療保険変更届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

病院の名称  
所在地  
管理者氏名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の加入医療保険に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

措置入院年月日	年 月 日
措置入院者氏名	
措置入院者住所	
(変更前) 医療保険種別	
(変更後) 医療保険種別	

措置入院者転院届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

病院の名称  
所在地  
管理者氏名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定により、措置入院となった下記の者について転院させていただきますので届け出ます。

記

措置入院者	住 所				性別	男・女
	氏 名		生年月日	年 月 日		
転 院 理 由						
転 院 先		転院予定 年月日	年 月 日			
備 考						



様式第17号

第 年 月 日  
号

(病院管理者)様

熊本市長

印

措置入院者転院承諾通知書

年 月 日付けで届出のあった措置入院者の転院について、下記のとおり承諾しましたので通知します。

記

措置入院者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
転院先病院				
転院年月日	年 月 日			
備 考				

様式第18号（保護の任に当たっている者用）

第 年 月 日  
号

（保護の任に当たっている者）様

熊本市長

印

措置入院者転院通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定により、措置入院中の者について、下記のとおり転院させるので通知します。

記

措置入院者氏名		
転院先病院	所在地	
	病院名	
転院年月日	年 月 日	
備考		

様式第18号（転院先病院用）

第 年 月 日 号

（病院管理者）様

熊本市長

印

措置入院者転院通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定により、措置入院中の者について、下記のとおり転院させるので通知します。

記

措置入院者	住 所		性別	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	措置年月日			
	公費負担番号			
	受給者番号			
入院中の病院				
転院年月日	年 月 日			
備 考				

(病院住所)  
(病院管理者) 様

年 月 日付で申請のあった措置入院者の仮退院については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 40 条の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

熊本市長

印

記

措置入院者	帰住地			
	氏名		生年月日	
仮退院 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			
入院時基本 診療料請求 日数	日間			
備考	(注) 1 患者が帰院した場合は、再入院届出書を提出してください。 2 定床オーバーの場合は、入院時基本診療料の請求はできません。			

様式第20号

第 号  
年 月 日

(保護の任に当たっている者) 様

熊本市長

印

仮退院通知書

このことについて、下記のとおり許可しましたので通知します。  
つきましては、主治医等関係者と相談のうえ、仮退院中の指導についてよろしくお願  
いします。

記

措置入院者	帰住地	
	氏名	
	生年月日	
仮退院 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第21号

第 年 月 日  
号

(本人)様

熊本市長 印

措置入院解除通知書

下記の者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の4第1項の規定に基づき、入院措置を解除します。

記

措置解除年月日

様式第 2 2 号 (保護の任に当たっている者用)

第 号  
年 月 日

(保護の任に当たっている者) 様

熊本市長

印

措置入院解除通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり入院措置を解除したので通知します。

記

入院措置を解除した者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
措置解除年月日		

様式第 2 2 号 (病院管理者用)

第 年 月 日 号

(病院管理者) 様

熊本市長 印

措置入院解除通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり入院措置を解除したので通知します。

記

入院者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
病 院 名				
措置入院年月日 及び番号		年 月 日	第	号
措置解除年月日		年 月 日		
解除後の措置		1 入院継続 (医療保護入院・任意入院) 2 通院 3 転院 4 死亡 5 その他		



措置入院決定報告書

令和 年 月 日

熊本市精神医療審査会 殿

熊本市長

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項の規定により通知します。

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条）      ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条）                  iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条）              vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）			
措置入院中の精神科病院	名称			
	所在地	都道府県	市区	町村区
措置入院者（精神障害者）	フリガナ			明治 大正 昭和 平成 令和
	氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	市区	町村区
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名		令和 年 月 日	(指定医番号: )
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名		令和 年 月 日	(指定医番号: )
法第29条の2の2第1項の規定による移送の有無（措置診察後の移送の有無）	i あり      ii なし			

記載上の留意事項

- 1 選択肢の欄は、それぞれ該当するローマ数字を○で囲むこと。
- 2 精神保健福祉法第27条第1項又は第2項に基づき行われた精神保健指定医による診察の判定内容（病名及び症状を含む）については、該当する診察の際に作成された「措置入院に関する診断書（様式第4号）」を添付すること。

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

熊本市長 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ				生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)			
	氏名	(男・女)										
	住所	都道府県	市区	町村区								
措置年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日			
					入院形態							
前回の定期報告年月日	令和	年	月	日								
病名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症							
	ICD カテゴリー ( )		ICD カテゴリー ( )									
過去6か月間（措置入院後3か月の場合は3か月間）の仮退院の実績	計	回	延日数	日								
過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として記載すること。〕												
今後の治療方針（再発防止への対応含む）												
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要										
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要										
	日常生活の介助指導の必要性	i 極めて手間のかかる介助			ii 比較的簡単な介助と指導			iii 生活指導を要する			iv その他 ( )	

退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 ( ) 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( )
--	--

重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)	
01 殺人	A	B <現在の精神症状>
02 放火	A	B I 意識
03 強盗	A	B 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )
04 不同意性交罪	A	B II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)
05 不同意わいせつ	A	B III 記憶
06 傷害	A	B 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )
07 暴行	A	B IV 知覚
08 恐喝	A	B 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )
09 脅迫	A	B V 思考
10 窃盗	A	B 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸
11 器物損壊	A	B 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )
12 弄火又は失火	A	B VI 感情・情動
13 家宅侵入	A	B 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )
15 自殺企図	A	B VII 意欲
16 自傷	A	B 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
17 その他	A	B 6 無為・無関心 7 その他 ( )
00 ( )	A	B VIII 自我意識
	A	B 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )
	A	B IX 食行動
	A	B 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
	A	B <その他の重要な症状>
	A	B 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )
	A	B 4 その他 ( )
	A	B <問題行動等>
	A	B 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )
	A	B <現在の状態像>
	A	B 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
	A	B 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態
	A	B 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )

診察時の特記事項	
----------	--

本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日
-------------	----------

診察した精神保健指定医氏名	署名
---------------	----

審査会意見	
-------	--

都道府県の措置	
---------	--

## 記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。